

民生専門部会協議内容一覧

佐久市 臼田町 浅科村 望月町 合併協議会

提案番号	協議項目番号	コード番号	分科会名称	事務事業等名称(項目名)	現況調査ページ	問題点	調整案	調整案の詳細
1	17	030201030101	住民	難病患者激励費	4	佐久市が単独で実施している。	合併時まで調整する。	
2	17	030201030105	住民	難病患者等通院費補助事業(単独分)	5	浅科村 望月町が実施している。	合併時まで調整する。	
3	16	020203010201	生活環境	家庭ごみ処理手数料	6	4市町村とも手数料を徴収しているが、料金に差異がある。	一部事務組合の構成団体との協議を継続し、合併時まで調整する。	
4	20	010203010503	生活環境	川西保健衛生施設組合分担金(広域処理場汚泥処理)	7	望月町が単独で加入し負担している。	合併時、新市において加入し負担する。	合併時まで、分担金の負担割合について、当該一部事務組合と協議を進める。
5	20	030203010503	生活環境	川西保健衛生施設組合分担金(し尿処理)	8	望月町が単独で加入し負担している。	合併時、新市において加入し負担する。	合併時まで、分担金の負担割合について、当該一部事務組合と協議を進める。
6	20	050203010201	生活環境	佐久市 軽井沢町清掃施設組合	9	佐久市が単独で加入している。	合併時、新市において加入する。	新設合併であるため、合併と同時に旧市町村の法人格が消滅することから、一部事務組合からの脱退の手続きが必要となる。ただし、新市においても、処理業務を引き続き当該一部事務組合において共同で行う必要があることから、合併時、改めて加入の手続きを行う 合併時まで、議員定数・分担金の負担割合・負債整理等について、当該一部事務組合と協議を進める。
7	20	050203010202	生活環境	南佐久環境衛生組合(ごみ処理)	10	臼田町が単独で加入している。	南佐久環境衛生組合によるごみ処理施設建設計画は凍結と決定されており、新市における臼田地域のごみ処理については、佐久市 軽井沢町清掃施設組合において処理するため、ごみ処理部門については、合併時脱退する。	
8	20	050203010203	生活環境	川西保健衛生施設組合(ごみ処理)	11	浅科村 望月町が加入している。	合併時、新市において加入する。	新設合併であるため、合併と同時に旧市町村の法人格が消滅することから、一部事務組合からの脱退の手続きが必要となる。ただし、新市においても、処理業務を引き続き当該一部事務組合において共同で行う必要があることから、合併時、改めて加入の手続きを行う 合併時まで、議員定数・分担金の負担割合・負債整理等について、当該一部事務組合と協議を進める。
9	20	050203010301	生活環境	佐久平環境衛生組合	12	佐久市 臼田町が加入している。	合併時、新市において加入する。	新設合併であるため、合併と同時に旧市町村の法人格が消滅することから、一部事務組合からの脱退の手続きが必要となる。ただし、新市においても、処理業務を引き続き当該一部事務組合において共同で行う必要があることから、合併時、改めて加入の手続きを行う 合併時まで、議員定数・分担金の負担割合・負債整理等について、当該一部事務組合と協議を進める。

提案番号	協議項目番号	コード番号	分科会名称	事務事業等名称(項目名)	現況調査ページ	問題点	調整案	調整案の詳細
10	20	050203010302	生活環境	浅麓環境施設組合(し尿処理)	13	浅科村が単独で加入している。	合併時、新市において加入する。	新設合併であるため、合併と同時に旧市町村の法人格が消滅することから、一部事務組合からの脱退の手続きが必要となる。ただし、新市においても、処理業務を引き続き当該一部事務組合において共同で行う必要があることから、合併時、改めて加入の手続きを行う 合併時までに、議員定数・分担金の負担割合・負債整理等について、当該一部事務組合と協議を進める。 現在、小諸市内において汚泥再生処理センターを建設中(平成17年12月完成予定)。
11	20	050203010303	生活環境	川西保健衛生施設組合(し尿処理)	14	望月町が単独で加入している。	合併時、新市において加入する。	新設合併であるため、合併と同時に旧市町村の法人格が消滅することから、一部事務組合からの脱退の手続きが必要となる。ただし、新市においても、処理業務を引き続き当該一部事務組合において共同で行う必要があることから、合併時、改めて加入の手続きを行う 合併時までに、議員定数・分担金の負担割合・負債整理等について、当該一部事務組合と協議を進める。
12	20	050203010304	生活環境	川西保健衛生施設組合(広域処理場汚泥処理)	15	望月町が単独で加入している。	合併時、新市において加入する。	新設合併であるため、合併と同時に旧市町村の法人格が消滅することから、一部事務組合からの脱退の手続きが必要となる。ただし、新市においても、処理業務を引き続き当該一部事務組合において共同で行う必要があることから、合併時、改めて加入の手続きを行う 合併時までに、議員定数・分担金の負担割合・負債整理等について、当該一部事務組合と協議を進める。
13	22	010203020309	生活環境	給水装置指定工事店の登録	16	望月町が単独で実施している。	合併時、現行どおりとする。	給水受益者の給水装置工事の適正な施行を確保するため、現行どおりとする。
14	22	010203020310	生活環境	水道メーター検針委託事業	17	望月町が単独で実施している。	合併時、現行どおりとする。	
15	22	010203020401	生活環境	望月町水道事業	18	望月町が単独で実施している。	合併時、現行どおりとする。	1.望月町の住民に給水しているため、新市においても現状どおりとする。 2.将来、新市において佐久水道企業団との調整を図る。
16	22	020203020101	生活環境	望月町水道使用料	21	望月町が単独で実施している。	合併時、現行どおりとする。	平成16年度において料金改定の検討。平成17年度料金改定予定。
17	22	020203020102	生活環境	望月町水道新規加入金	22	望月町が単独で実施している。	合併時、現行どおりとする。	平成16年度において改定を検討する。
18	22	020203020103	生活環境	望月町水道開栓等手数料	23	望月町が単独で実施している。	合併時、現行どおりとする。	平成16年度において改定を検討する。
19	22	030203021002	生活環境	日本水道協会負担金	24	望月町が単独で加入し負担している。	合併時、新市において加入し負担する。	
20	22	030203021101	生活環境	望月町外1市水道企業団負担金	25	望月町が単独で加入し負担している。	一部事務組合の構成団体との協議を継続し、合併時までに調整する。	
21	22	050203020101	生活環境	佐久水道企業団	26	佐久市・臼田町・浅科村が加入している。	合併時、新市において加入する。	新設合併であるため、合併と同時に旧市町村の法人格が消滅することから、一部事務組合からの脱退の手続きが必要となる。ただし、新市においても、処理業務を引き続き当該一部事務組合において共同で行う必要があることから、合併時、改めて加入の手続きを行う 合併時までに、議員定数・分担金の負担割合・負債整理等について、当該一部事務組合と協議を進める。

提案番号	協議項目番号	コード番号	分科会名称	事務事業等名称(項目名)	現況調査ページ	問題点	調整案	調整案の詳細
22	22	050203020102	生活環境	浅麓水道企業団	27	佐久市が単独で加入している。	合併時、新市において加入する。	新設合併であるため、合併と同時に旧市町村の法人格が消滅することから、一部事務組合からの脱退の手続きが必要となる。ただし、新市においても、処理業務を引き続き当該一部事務組合において共同で行う必要があることから、合併時、改めて加入の手続きを行う。合併時までに、議員定数・分担金の負担割合・負債整理等について、当該一部事務組合と協議を進める。
23	22	050203020103	生活環境	望月外1市水道企業団	28	望月町が単独で加入している。	一部事務組合の構成団体との協議を継続し、合併時までに調整する。	
24	22	050203020201	生活環境	小諸市外三市町村御牧ヶ原水道組合	30	浅科村・望月町が加入している。	合併時、新市において加入する。	新設合併であるため、合併と同時に旧市町村の法人格が消滅することから、一部事務組合からの脱退の手続きが必要となる。ただし、新市においても、処理業務を引き続き当該一部事務組合において共同で行う必要があることから、合併時、改めて加入の手続きを行う。合併時までに、議員定数・分担金の負担割合・負債整理等について、当該一部事務組合と協議を進める。
25	28-2	010203010502	生活環境	し尿処理事業	31	佐久市・臼田町は佐久平環境衛生組合、浅科村は浅麓環境施設組合、望月町は川西保健衛生施設組合がそれぞれ処理を行っている。	合併時、現行どおりとする。	
26	28-2	010203010602	生活環境	家庭ごみ分別収集	32	4市町村とも実施しているが、分別方法・処理体制・処理施設に差異がある。	合併時、現行どおりとする。	分別については、佐久市の3大分別14種類を基本として、臼田町区域では生ごみを分別する。浅科村、望月町は、川西保健衛生施設組合にて実施している19分別を基本とする。処理施設及び処理方法は、当面の間現行どおりとする。収集回数など詳細については、施設の処理能力や運営形態、住民の利便に配慮し決定する。
27	28-2	010203010604	生活環境	事業系一般廃棄物処理	33	4市町村とも実施しているが、処理手数料・分別方法に差異がある。	一部事務組合の構成団体との協議を継続し、合併時までに調整する。	
28	28-2	010203010606	生活環境	ごみステーション	34	4市町村が実施しているが、設置基準、維持管理方法に差異がある。	合併時、現行のごみステーションを活用する。なお、新設時の手続き及び維持管理方法は佐久市の例を基本に統一する。	1.新市において設置基準の統一を図る。 2.管理は地元区が行うものとし、管理費用は家庭ごみ指定袋の販売により財源を確保する。 3.臼田町・浅科村の補助金方式は廃止する。
29	28-2	010203010619	生活環境	粗大ごみ・処理困難物収集処理業務	35	臼田町・浅科村・望月町で実施しているが、実施方法に差異がある。	合併時、個人による処理施設への直接搬入を基本とするため収集については廃止する。なお、各処理施設で受け入れのできない物については、民間業者へ直接搬入を行うものとする。また、収集を廃止する町村の住民に対しては、この旨が十分に周知されるよう努める。	

各市町村の現況については、添付した現況調査に記載されている。